

(6) 放課後児童健全育成事業

1) 放課後児童クラブ

事業概要	保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図る事業です。	▶提供区域 小学校区
施設数	●児童育成センター（38 クラブ） ●民間の児童クラブ（15 クラブ）	
現況	利用希望者が近年著しく増えており、事業供給量が不足している状態です。放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いが保護者にとってわかりにくく、ニーズが混在している状況となっています。	

■利用実績の推移

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023/2019年度比
利用児童数	低学年	2,567	2,523	2,530	2,630	2,771	1.08
	高学年	500	533	549	549	617	1.23
合計		3,067	3,056	3,079	3,179	3,388	1.10

※各年度5月1日現在

① 全市の量の見込みと確保の内容

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1年生	1,087 1,085	1,058 1,054	1,020 1,014	1,094 1,086	1,065 1,055
	2年生	1,040 1,037	1,010 1,006	986 979	958 950	1,028 1,016
	3年生	837 834	879 873	858 851	846 837	826 816
	4年生	493	475	482	457	452
	5年生	231	247	255	260	252
	6年生	128	145	162	168	177
	合計	3,816 3,808	3,814 3,800	3,763 3,743	3,783 3,758	3,800 3,768
②確保の内容		3,715 3,675	3,830 3,790	3,830 3,790	3,830 3,790	3,830 3,790
②-①		▲101 ▲133	16 ▲10	67 47	47 32	30 22

提供体制の考え方

- 小学校施設の活用について、教育委員会と連携して検討していきます。
- 事業量の不足する学区において、民間事業者の参入を促進し、事業量の確保を図ります。
- 市営住宅の建替整備に合わせ、市営住宅敷地内に放課後児童クラブを併設して整備します。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を図る一方で、その役割を分担し、児童の居場所を確保します。
- 国の放課後児童クラブ送迎支援事業等を活用して、余裕のある学区で児童を受入れることにより、学区間の需給バランスの改善を図ります。

② 区域ごとの量の見込み

単位 (人)

学 区	量の見込み				
	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
梅 園	120	118	108	108	107
根 石	113	117	121	126	124
男 川	112	111	105	108	112
美 合	49	51	50	57	56
緑 丘	166	170	175	174	177
羽 根	143	152	156	157	154
岡 崎	150	148	138	139	135
六 名	183	181	172	160	154
三 島	75	72	69	66	60
竜 美 丘	110	105	107	107	109
連 尺	140	146	153	160	165
広 幡	114	119	119	124	121
井 田	200	190	178	169	163
愛 宕	22	23	23	20	22
福 岡	163	159	157	150	152
藤 川	54	54	61	66	68
山 中	42	40	38	34	32
本 宿	51	49	51	51	53
常 磐	47	53	55	57	54
細 川	118	112	111	108	102
岩 津	68	69	66	62	58
大 樹 寺	117	129	131	134	138
大 門	123	123	119	123	128
矢 作 東	131 123	139 125	140 120	148 123	151 119
矢 作 北	97	96	93	95	96
矢 作 西	38	40	38	39	41
矢 作 南	151	147	144	152	164
六ツ美中部	41	42	49	51	61
六ツ美北部	113	110	118	124	133
六ツ美南部	120	117	109	111	113
城 南	81	84	83	89	93
上 地	168	168	161	155	148
小 豆 坂	113	109	103	103	102
北 野	104	104	106	110	110
六ツ美西部	127	119	108	104	99
豊 富	52	48	48	42	45
合 計	3,816 3,808	3,814 3,800	3,763 3,743	3,783 3,758	3,800 3,768

※ 主要学区のみ掲載 (※本計画には市内全学区を含む。)

2) 放課後子ども教室 (学区こどもの家)

事業概要	保護者の就労の有無にかかわらず、全ての小学生を対象に、地域社会の中で、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目的としています。						提供区域 小学校区
施設数	修正はありません。						体的に事業
現況							
■利用実績の推							単位 (人日)
							2023/2019年 度比
年間延べ利用 児童数	高学年	103,670	69,384	84,731	85,382	103,884	0.83
	合計	529,088	389,848	419,739	432,716	456,569	0.86

全市の量の見込みと確保の内容

		単位 (人日)				
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	低学年	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
	高学年	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
	合計	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
②確保の内容		600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
②-①		0	0	0	0	0

※ 放課後児童クラブ (留守家庭児童) の利用を含む。

提供体制の考え方

- 児童数の少ない放課後児童クラブの未設置学区や放課後児童クラブの事業量が不足している学区では、放課後児童クラブの代替機能を担います。
- 児童数の多い学区では面積的に余裕がないため、放課後児童クラブと調整を図りながら実施します。
- 学区こどもの家のレクリエーション室は空調がないため、天候や気温等に十分注意しながら、安全かつ安心な環境で事業を実施します。

放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携の推進

【放課後子ども教室】

- ・ 地域社会の中で、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目的とする。
- ・ 地域ボランティアとの交流活動を始め、勉強やスポーツ・文化活動などに取り組み、充実した時間を過ごす。

対 象：全ての児童
実施機関：学区こどもの家 など

【放課後児童クラブ】

- ・ 保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図る。

対 象：留守家庭児童
実施機関：
児童育成センター・民間児童クラブ

連携し
一体的に
実施

《 ねらい 》

- ・ 放課後の安全・安心な居場所の確保
- ・ 保護者の就労状況によらない子どもたちの交流の場の提供
- ・ 放課後児童クラブの活動の幅の拡大

● 取組の方向性

- ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方が設置される学区については、支援員と指導員が連携し、一緒にプログラムに参加できる体制を整えます。
- ・ 児童数が少なく放課後児童クラブの設置のない学区については、少人数である強みを活かし、放課後子ども教室においてきめ細やかなサービスを提供することで放課後児童クラブの代替機能を担います。
- ・ 障がい等、特別な配慮を必要とする児童への適切な育成支援を図るため、支援員等へ事例検討や研修を行うとともに、放課後児童クラブの状況に応じ、支援員等の加配など配慮をしていきます。また、保護者や学校等の関係機関と連携して、放課後児童クラブ・放課後子ども教室として適切な対応を図ります。
- ・ 支援員等への研修を充実し、必要な知識及び技能の習得、維持並びに向上を図るとともに、放課後児童クラブに対し、監査等を通じて指導していきます。
- ・ 保護者が事業を選択できるよう事業について周知するとともに、放課後子ども教室地域ボランティアの充実を図ります。
- ・ 学校施設を利用している校内交流型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室については、学校や教育委員会等と情報の共有化等を図り、円滑な取組促進に努めます。

校内交流型の実施：現況4箇所 ⇒ 2023（令和5）年度末までの目標6箇所

● 連携体制

- ・ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設場所については、学校の余裕教室や地域の公共施設等の既存施設を有効活用できるよう、教育委員会や関連部局と連携して検討していきます。
- ・ 小学校の教室の活用を推進するため、教育委員会会議での説明を行うとともに、教育委員会と市長部局の間で確認書を交わし、施設利用方針や責任体制の明確化を図っています。
- ・ 総合教育会議等を活用して情報を共有し、全市的な視点で放課後対策に取り組みます。また、「おかげきっ子 育ちプラン」の評価機関である、岡崎市子ども・子育て会議において放課後対策事業の実施状況を点検・評価し、事業の着実な進捗を図ります。

● 開所時間

- ・ 放課後子ども教室は午後6時までを基本とし、地域の実状に合わせ延長しています。
- ・ 放課後児童クラブは、現状、午後7時まで開所しており、今後も現在の開所時間を維持していきます。